

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第4部－第3 水循環の促進(上下水道)

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
防災拠点周辺の下水道施設耐震化数	10施設	30施設	40施設	48施設

「地域防災計画」に位置付けられた学校等避難所となる防災拠点周辺の下水道施設の耐震化指標です。「下水道再生計画」に基づいて、地震対策事業に取り組みます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
雨水浸透ますの設置数	51,537基	60,726基	68,500基	75,500基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透の促進と下水道への流出抑制を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の推進

(1)「下水道経営計画2022」の推進	◎ ①「下水道経営計画2022」の推進
(2)「下水道再生計画」の推進	◎ ①「下水道再生計画」の推進
(3)地方公営企業法の適用	◎ ①下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)

2 下水道施設等の整備

(1)適正な維持管理と計画的な改築・更新	◎ ①「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業)
(2)災害対策の推進	◎ ①「下水道再生計画」の推進(地震対策事業)
	◎ ②都市型水害対策の推進
	※ ③河川水害対策事業の要請
(3)合流式下水道改善の推進	※ ①「合流式下水道改善計画」の推進
	②分流式下水道の推進

3 雨水の地下浸透の推進

(1)雨水浸透施設の設置	◎ ①雨水浸透ますの設置の推進
	②「道路雨水貯留浸透施設」の設置の推進
	③公共施設(建物・道路・公園等)における雨水浸透施設の設置の推進

4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備計画」との整合化

(1)市内処理区の再編成	◎ ①東部処理区の流域下水道への編入の推進
--------------	-----------------------

5 下水処理の適正化

(1)施設の適正な維持管理の推進	①東部水再生センター等の適正な維持管理
(2)情報提供・啓発の推進	①環境に関する情報提供の充実 (「第4部-第1 環境保全の推進」参照)

6 雨水利用の推進

(1)雨水の有効利用	①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の整備の誘導
	②公共施設における雨水利用の推進

7 都営水道事業との連携

(1)都営水道事業の事務委託解消後の体制整備	※ ①「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化
	②非常時の応急給水体制の確立 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「下水道経営計画 2022」の推進

下水道事業の今後の事業計画、経営見直し等を明らかにし、中期的なビジョンを示した「下水道経営計画 2022」を策定しました。この計画に基づき、安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的な事業の推進と効果的・効率的な事業の推進を図ります。

策定にあたっては、東部処理区の流域下水道への編入、下水道再生計画等と整合を図りながら、健全な下水道経営の視点から調査・検討を行い、計画素案を「使用料等審議会」に報告し、パブリックコメントを実施することにより、市民等の意見を反映しました。今後は、計画の進捗状況等について、情報提供の充実を図り、安定した経営に取り組めます。

1-(2)-① 「下水道再生計画」の推進

長寿命化及び地震対策事業計画を統合した「下水道再生計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき事業を推進します。

1-(3)-① 下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)

総務省から平成 31 年度までに取り組むよう要請のあった下水道事業の地方公営企業法の法適用(公営企業会計の導入)について、取り組みを進めていきます。

2-(1)-① 「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業)

下水道整備着手から 50 年以上が経過し、下水道施設の老朽化による故障や機能の低下が懸念されます。そのため、計画的に施設の改築を実施する必要があることから、「下水道再生計画」に基づき、効果的・効率的に下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設の長寿命化事業を推進します。

2-(2)-① 「下水道再生計画」の推進(地震対策事業)

平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災では、下水道施設に大きな被害が発生し、地震対策事業の重要性を再認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざして、「下水道再生計画」に基づき、防災拠点周辺等の下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設において、地震対策事業を推進します。

2-(2)-② 都市型水害対策の推進

近年、多発する集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水貯留管」等を整備するとともに、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する「道路雨水貯留浸透施設」を設置します。また、甲州街道付近の水害対策を推進するとともに、中原地区の中仙川改修工事を行うほか、国や東京都、近隣区市との連携による対応を進めます。

3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の推進

環境保全型都市をめざし、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置の推進を図ります。

4-(1)-① 東部処理区の流域下水道への編入の推進

平成 21 年 7 月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置づけられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い実施に向けて取り組めます。

VI 推進事業

2-(2)-③ 河川水害対策事業の要請

近年、中小河川の目標整備水準である時間 50 ミリを超える豪雨が増加していることから、これらの豪雨に対処していくため、東京都が現在進める目標整備水準(時間 65 ミリ降雨)に対応する河川整備を、早期に行うよう要請します。

2-(3)-① 「合流式下水道改善計画」の推進

市域の約 8 割を占める合流式下水道は、雨天時に雨水と汚水が混合された下水の一部が公共水域に流出し、河川などの水質のみならず環境・景観に影響を与えています。「合流式下水道改善計画」に基づき雨水浸透施設等を設置し、公共水域へ流出する回数の減少を図ります。

7-(1)-① 「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化

事務委託方式を平成 23 年度末ですべて解消され、水道事業を東京都水道局に移行しました。東京都及び関係機関との連携の強化を、引き続き「多摩水道連絡会」を通して図ります。